



平成 18 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ディーワンダーランド
代 表 者 名 代表取締役社長 久野 哲彦
(JASDAQ・コード9611)
問 合 せ 先
役職・氏名 取締役管理部長 大浦隆文
電 話 03-5421-6111

株式会社大黒屋の株式の取得（子会社化）等 に関する契約締結のお知らせ

当社は、平成18年3月7日に公表いたしましたとおり、新規事業としてブランド品リサイクルのインターネット・オークション事業に参入することにより、企業規模の拡大、収益力の向上を図り、株主の皆様への利益還元を早期に実現させることを目指しており、そのために株式会社大黒屋（以下「大黒屋」といいます。）、ザグ株式会社（以下「ザグ」といいます。）及び株式会社エビス（以下「エビス」といいます。）の株式を取得し、それぞれを子会社化すること及びかかる株式の取得に要する資金の調達を目的として、オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社を営業者とし、株式会社サクラダの100%子会社を匿名組合員とする匿名組合及び齋藤武氏及び同氏の親族を割当先とする第三者割当増資を実施すること等に関し、齋藤武氏、オリオン・キャピタル・マネージメント株式会社との間で基本合意書を締結しております。

上記に関し、本日、関係者間において、契約書、株式売買契約書及び増資契約書を締結いたしましたので、お知らせ致します。

1. 今後の予定

平成18年 3月27日 契約書、株式売買契約書及び増資契約書の締結

平成18年 3月30日 第三者割当増資の申込期日・払込期日（予定）

平成18年 3月31日 大黒屋・ザグ・エビス株券受渡期日（予定）

2. 不適当な合併等による猶予期間入りについて

平成18年3月9日、ジャスダック証券取引所から、大黒屋等の子会社化が実施された場合、当社が実質的な存続会社でないと認められるため、株券上場廃止基準第2条第8号aの規定により大黒屋等の子会社化に係る株券の受渡期日（平成18年3月31日予定）から、当社は「不適当な合併等」の猶予期間に入ることとなる旨が公表されております。

また、ジャスダック証券取引所の「株券上場廃止基準」及び「株券上場廃止基準の取扱い」によれば、当該子会社化が実施されて当社が「不適当な合併等」の猶予期間に入った場合でも、当社の株券の上場は引き続き維持され、当該子会社化のための受渡期日の属する事業年度末から3か年間の猶予期間内に当社が「株券上場審査基準」に準じてジャスダック証券取引所が取り扱いにおいて定める基準に適合すると認められた場合、猶予期間は解消されますが、当社が、上記猶予期間内に上記基準に適合しないと認められた場合、当社の株券は上場廃止となります。当社といたしましては、早期に上記基準に適合できるよう、万全の体制で準備を進めてまいり所存であります。

なお、猶予期間中であっても、株式の売買はこれまでどおり可能であり、当該子会社化後の企業活動にも支障はありません。

(注) 猶予期間

当社が大黒屋を100%子会社とすることについては、平成18年3月31日の受渡期日を予定しておりますので、猶予期間は平成21年9月末日までとなります。

3. 中間監査報告書及び監査報告書について

大黒屋等の子会社化が実施された場合、平成18年9月決算中間期以降、当社の財務諸表及び連結財務諸表（中間財務諸表及び中間連結財務諸表を含みます。以下「財務諸表等」といいます。）において、大黒屋の資産及び負債が反映されることとなり、当該財務諸表等について、当社の会計監査人による監査を受けることとなりますが、大黒屋の過年度財務諸表については、従来、監査法人等による監査がなされていないこともあり、この平成18年9月決算中間期の中間監査報告書において「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」または「意見の表明をしない」旨が記載された場合で、かつ、その影響が重大であるとジャスダック証券取引所が認めた場合には、株券上場廃止基準第2条第10号bの規定により当社の株券は上場廃止となる可能性があります。

また、大黒屋等の子会社化が実施された場合、平成18年9月決算期以降、当社の財務諸表等において、大黒屋の資産及び負債に加え、大黒屋の損益が反映されることとなり、当該財務諸表等について、当社の会計監査人による監査を受けることとなりますが、上述のとおり、大黒屋の過年度財務諸表については、従来、監査法人等による監査がなされていないこともあり、この平成18年9月決算期の監査報告書においては「不適正意見」または「意見の表明をしない」旨が記載された場合で、かつ、その影響が重大であるとジャスダック証券取引所が認めた場合には、株券上場廃止基準第2条第10号bの規定により当社の株券は上場廃止となる可能性があります。

ただし、この平成18年9月決算中間期以降における当社の会計監査人の監査につきましても、当社は、適正である旨の意見がなされるよう最善の努力を尽くし、その体制を整えて対応していく所存であります。

以 上